

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第63号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「20,000円」を「21,000円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同条第2項中「30,000円」を「31,500円」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。